

中京キャッシュカード（法人用）規定

1.（カードの利用）

普通預金について発行した中京キャッシュカード（法人用）（以下「カード」といいます。）は、当該預金口座について次の①から⑤の場合利用することができます。

なお、このカードでは、当行がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等の現金自動預金機を使用して普通預金を預入れること、当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等の現金自動支払機を使用して普通預金を払戻すこと、および当行がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関の自動振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をすることはできません。

- ①当行の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金の預入れをする場合
- ②当行の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して普通預金の払戻しをする場合
- ③当行の自動振込機（振込を行うことのできる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「振込機」といいます。）を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合
- ④当行の現金自動預入払出兼用機（以下「預入払出機」といいます。）を使用して、預入資金を当行所定の預金口座から振替えにより払出し、同時に当行所定の預金口座に通帳を使用して預入れをする場合
- ⑤その他当行が定めた取引を行う場合

2.（代理人による預金の預入れ・払戻し・振込・振替入金）

- (1)代理人（日常の経理事務の権限を委任している方に限ります。）による預金の預入れ・払戻し・振込・振替入金の依頼をする場合には、代表者から代理人の役名および氏名、暗証を届けてください。この場合当行は代理人のためのカードを発行します。
- (2)代理人カードにより振込の依頼をするときは、振込依頼人名は本人名義となります。
- (3)代理人カードにより振替入金をするときは、振替入金口座は本人名義の口座に限ります。
- (4)代理人のカード利用についてもこの規定を適用します。

3.（規定の適用）

この規定に定めない事項については、中京キャッシュカード規定により取扱います。

ただし、中京キャッシュカード規定の12（偽造カード等による払戻し等）、13（盗難カードによる払戻し等）の規定は適用しません。

4.（規定の変更）

- (1)この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2)前記(1)の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上